

# しおかぜ



No.362 2024 5月号

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項	2
令和6年度税制改正のあらまし	3~5
第134回税金よもやま話	
『学生から社会へ、税金の関わり合い方』	6
第56回「知って得する？」社労士の独り言	
『令和7年4月改正を目指す育児・ 介護休業法の概要について』	7
社会貢献活動報告	8
事業活動報告	8~9
令和6年度上期分口座振替のお知らせ	9
第12回本部総会のお知らせ	10
医療百話	
『お腹の病気の内容や治療も変化』	10
おじゃましました！会員訪問	
Vol.051 湘南くん煙工房 Wunderbarhof ANDO (ブンダーバーホーフ アンドウ)さん	11



公益社団法人 藤沢法人会

## 法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和6年度税制改正では、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、所得税・個人住民税の定額減税の実施や、賃上げ促進税制の強化等が行われました。また、資本蓄積の推進や生産性の向上により、供給力を強化するため、戦略分野国内生産促進税制やイノベーションボックス税制が創設され、スタートアップ・エコシステムの抜本的強化のための措置が講じられました。加えて、グローバル化を踏まえてプラットフォーム課税の導入等が行われるとともに、地域経済や中堅・中小企業の活性化等の観点から、事業承継税制の特例措置に係る計画提出期限の延長や外形標準課税の適用対象法人の見直し等が行われました(令和6年度税制改正大綱より)。

法人会では、昨年9月に「令和6年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行っていました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の特例承継計画提出期限延長等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

### 法人課税

#### 1 中小企業向け賃上げ促進税制

##### 法人会提言

- 中小企業向け賃上げ促進税制については、適用期限が令和6年3月末日までとなっていることから、その延長を求める。

##### 改正の概要

- 中小企業向けの措置について、教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置は教育訓練費の増加割合が5%以上である場合に適用できることとし、くるみやえるぼし(2段階目)以上の認定を受けた場合に税額控除率5%を加算する措置を加え、5年間の繰越控除制度が設けられた上で、適用期限が3年延長されました。

#### 2 交際費課税

##### 法人会提言

- 交際費課税の特例措置については、適用期限が令和6年3月末日までとなっていることから、その延長を求める。

##### 改正の概要

- 交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準が1人当たり5,000円以下から1万円以下に引き上げられました。また、中小法人の特例措置に係る適用期限が3年間延長されました。

#### 3 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

##### 法人会提言

- 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和6年3月末日となっている適用期限を延長する。

##### 改正の概要

- 中小企業の少額減価償却資産の特例について適用期限が2年間延長されました。

#### 4 中小企業等の設備投資支援措置

##### 法人会提言

- 「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」は、令和6年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

##### 改正の概要

- カーボンニュートラルに向けた投資促進税制について、中小企業者が適用を受けた場合の税額控除率が見直された上で、適用期限が2年間延長されました。

### 事業承継税制

#### 1 相続税、贈与税の納税猶予制度

##### 法人会提言

- 特例承継計画の提出期限は1年間延長され、令和6年3月末日までとなっているが、コロナ禍からの完全回復には時間がかかるうえ、エネルギー価格が高止まりしているなど、中小企業を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。特例承継計画の提出期限等の延長を求める。

##### 改正の概要

- 法人版事業承継税制の特例措置について、特例承継計画の提出期限が2年間延長されました。

### その他

#### 1 森林環境税

##### 法人会提言

- 令和6年度から施行される森林環境税について、現在、先行して別の財源を使って地方自治体に配分(令和5年度は500億円)されているが、その半分が使い残され基金として積み立てられているとの指摘がある。これでは税が有効に活用されているとは言い難く、配分方法のあり方など、制度自体を抜本的に見直すべきである。

##### 改正の概要

- 森林環境譲与税に係る譲与基準について、「私有林人工林面積」の譲与割合を5.5割(改正前:5割)、「人口」の譲与割合を2.5割(改正前:3割)とする見直しが行われました。

法人会 令和6年度 速報版

税制改正のあらまし



法人会キャラクター/けんた

I 法人税関係

(1) 賃上げ促進税制の強化

賃上げ促進税制について、教育訓練費を増やす企業への上乗せ措置の要件を緩和するとともに、子育てと仕事の両立支援や女性活躍支援に積極的な企業への税額控除率の上乗せ措置が創設され、適用期限が3年間延長されます。

① 中小企業

賃上げ率の要件(1.5%、2.5%)及び税額控除率は現行を維持しつつ、賃上げの裾野を一層広げるため、赤字の中小企業にも賃上げのインセンティブとなるよう、繰越控除措置が創設されます。

現 行			
全雇用者の給与等支給額(前年度比)	税額控除率	教育訓練費(前年度比+10%)	合計控除率(最大40%)
+1.5%	15%	税額控除率	25% <sup>*1</sup>
+2.5%	30%	10%上乗せ	40% <sup>*1</sup>

改 正 案				
全雇用者の給与等支給額(前年度比)	税額控除率	教育訓練費(前年度比+5%) 【要件緩和】 <sup>*2</sup>	女性活躍子育て支援 【新設】 <sup>*3</sup>	合計控除率(最大45%)
+1.5%	15%	税額控除率	税額控除率	30% <sup>*1</sup>
+2.5%	30%	10%上乗せ	5%上乗せ	45% <sup>*1</sup>

中小企業は5年間の繰越控除が可能(新設)  
(繰越控除する年度は全雇用者給与等支給額対前年度増が要件)

- \*1 控除上限：当期の法人税額の20%
- \*2 教育訓練費の上乗せ要件は、上記とあわせて当期の給与等支給額の0.05%以上との要件を追加。
- \*3 くるみん認定 or えるぼし認定(2段階目以上)

くるみん認定とは

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、都道府県労働局へ申請を行うことにより「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定(くるみん認定)を受けることができます。

えるぼし認定とは

女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定・届出等を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした事業主は、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定(えるぼし認定)を受けることができます。

② 中堅企業・大企業

従来の大企業のうち、従業員2,000人以下の企業については、中堅企業という新たな枠が創設され、賃上げしやすい環境が整備されます。また、大企業については、現在の賃上げ率の要件(3%、4%)は維持しつつ、段階的に7%まで、さらに高い賃上げ率の要件が創設されます。

なお、本措置の適用を受けるために公表すべきマルチステークホルダー方針(給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針等)について、取引先の消費税の免税事業者との適切な関係の構築の方針について記載されるよう、記載事項が明確化されます。また、対象法人に従来の「資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員数の数が1,000人以上」に、「常時使用する従業員数が2,000人超の大法人」が追加されます。

現 行			
継続雇用者の給与等支給額(前年度比)	税額控除率	教育訓練費(前年度比+20%)	合計控除率(最大30%)
+3%	15%	税額控除率	20% <sup>*1</sup>
+4%	25%	5%上乗せ	30% <sup>*1</sup>

改 正 案 ( ) 内は大企業のみ <sup>*4</sup>				
継続雇用者の給与等支給額(前年度比)	税額控除率	教育訓練費(前年度比+10%) 【要件緩和】 <sup>*2</sup>	女性活躍子育て支援 【新設】 <sup>*3</sup>	合計控除率(最大30%)
+3%	10% (10%)	税額控除率 5%上乗せ	税額控除率 5%上乗せ	20% <sup>*1</sup>
+4%	25% (15%)			35% <sup>*1</sup> 25% <sup>*1</sup>
+5%	(20%)			30% <sup>*1</sup>
+7%	(25%)			35% <sup>*1</sup>

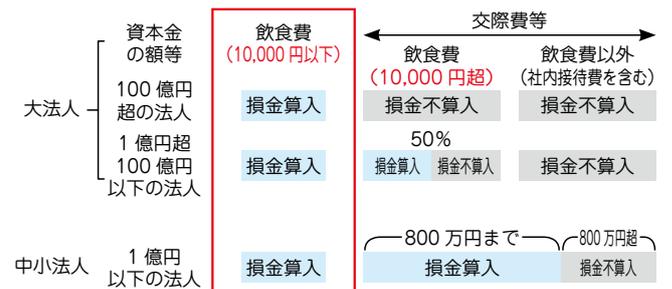
- \*1 控除上限：当期の法人税額の20%
- \*2 教育訓練費の上乗せ要件は、上記とあわせて当期の給与等支給額の0.05%以上との要件を追加。
- \*3 中堅企業はプラチナくるみん認定 or えるぼし認定(3段階目以上)、大企業はプラチナくるみん認定 or プラチナえるぼし認定。
- \*4 従業員数2,000人以下の従前の大企業であっても、その企業が発行済株式数を50%超保有している企業と合わせて総従業員数が10,000人超の場合には、中堅企業ではなく、大企業となります。

適用時期

①、②の改正については、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

(2) 交際費課税の特例措置の延長と飲食費基準の見直し

- 交際費課税について、以下の措置が講じられます。
- 中小法人の交際費課税の特例措置(定額控除限度額800万円まで損金算入可)と交際費のうち接待飲食費の50%までを損金算入できる特例措置(資本金100億円以下の大法人も適用可)が3年間延長されます。
  - 交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準が1人当たり1万円以下(現行：5,000円以下)に引き上げられます。



\* 中小法人は「飲食費の50%を損金算入できる措置」を選択することも可

適用時期

①の改正については、令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。②の改正については、令和6年4月1日以後に支出する飲食費について適用されます。

(3) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例の見直し

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例は、取得価額が30万円未満の減価償却資産(少額減価償却資産)を取得した場合、合計額300万円を限度として、全額損金算入できる制度です。

改正案では、法人税の申告書等をe-Taxで提出しなければなら

ない法人（農業協同組合等）のうち、常時使用する従業員が300人を超える法人を対象法人から除外した上で、適用期限が2年間延長されます。

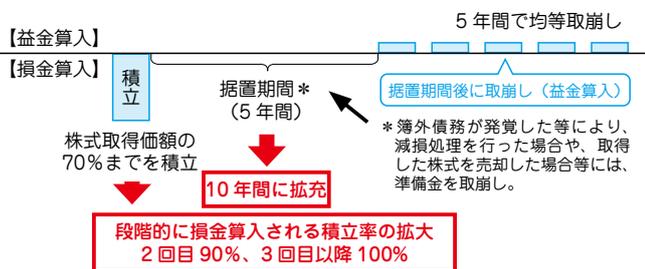
**適用時期**

令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に少額減価償却資産を取得等をして、事業の用に供した場合に適用されます。

**(4) 中小企業事業再編投資損失準備金制度の拡充と延長**

中小企業事業再編投資損失準備金制度は、M&Aに関する経営力向上計画の認定を受けた中小企業者が、株式譲渡によるM&Aを行う場合（取得価額が10億円以下の場合に限ります）、株式等の取得価額の70%以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積立金額を損金算入ができる制度です。

改正案では、複数回のM&Aを実施する場合（一定の表明保証保険契約を締結している場合等を除きます）、積立率が現行の70%から、2回目は90%、3回目以降は100%に拡充され、準備金残高の取崩しまでの据置期間についても10年間（現行：5年間）に拡充された上で、適用期限が3年間延長されます。



**適用時期**

産業競争力強化法の改正法の施行日から令和9年3月31日までの間に特別事業再編計画（仮称）の認定を受けたものに適用されます。

**(5) イノベーションボックス税制の創設**

企業が国内で自ら研究開発を行った特許権又はAI分野のソフトウェアに係る著作権から生じる一定の所得（譲渡所得又はライセンス所得）について、30%の所得控除を認めるイノベーションボックス税制が創設されます。

イノベーションボックス税制の投資を増加させるインセンティブを強化するために、一部目的が重複する研究開発税制については、試験研究費が減少した場合の控除率が段階的（令和8年度、令和11年度、令和13年度の3段階）に引き下げられます。

**適用時期**

令和7年4月1日から令和14年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

**(6) カーボンニュートラル投資促進税制の見直しと延長**

カーボンニュートラル投資促進税制は、産業競争力強化法の計画認定制度に基づき、対象設備を取得等した場合に、取得価額の50%の特別償却又は最大10%の税額控除が適用できる制度です。

改正案では、中小企業者が生産工程効率化等設備の取得等をする場合の認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された炭素生産性向上率の区分と税額控除率が見直され、その他所要の措置が講じられた上で、適用期限が2年間延長されます。なお、DX投資促進税制との合計で法人税額の20%が上限となります。

	企業区分	炭素生産性向上率	税額控除率	特別償却率
現行	なし	7%以上	5%	50%
		10%以上	10%	50%
改正案	中小企業	10%以上	10%	50%
		17%以上	14%	50%
	大企業	15%以上	5%	50%
		20%以上	10%	50%

**適用時期**

令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に事業適応計画の認定を受けた法人が、対象資産をその認定を受けた日から3年以内に取得等をして、事業の用に供する資産に適用されます。

**II 所得税関係**

**(1) 所得税・個人住民税の定額減税**

デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年分の所得税、令和6年度分の個人住民税で定額減税が講じられます。

減税額は、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき、所得税\*3万円、個人住民税所得割額1万円となります。ただし、合計所得金額1,805万円超の所得者は対象外とされます。

\*所得税については、住宅ローン控除等の税額控除後の所得税額から減税されます。

	実施時期
給与所得者	・令和6年6月以降の源泉徴収額から ・令和6年6月から控除しきれない場合は、翌月以降の税額から
公的年金等受給者	・令和6年6月以降の税額から
不動産所得・事業所得者等	確定申告（原則）

**適用時期**

所得税は令和6年分の所得税額から、個人住民税は令和6年度分の個人住民税所得割額からそれぞれ控除されます。

**(2) 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充**

子育て支援の観点から、子育て世帯等\*における住宅ローン控除の借入限度額が上乗せされます。

具体的には、新築等の認定住宅については500万円、新築等のZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅については1,000万円の借入限度額の上乗せ措置が講じられます。

また、新築住宅の床面積要件について合計所得金額が1,000万円以下の者に限り40㎡（現行：50㎡）に緩和されます。

\*子育て世帯等とは、19歳未満の扶養親族を有する者又は自身若しくは配偶者のいずれかが40歳未満の者をいいます。

	現行 (令和6年・7年入居)	改正案 (令和6年入居に限る)	
		借入限度額	
新築・買取再販住宅	借入限度額	子育て世帯等	それ以外
認定	4,500万円	5,000万円	4,500万円
ZEH	3,500万円	4,500万円	3,500万円
省エネ	3,000万円	4,000万円	3,000万円

**適用時期**

令和6年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用されます。

**(3) 子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充**

子育て世代の居住環境改善の観点から、既存住宅のリフォームに係る特例措置（工事費用相当額の250万円を限度に10%を税額控除）について、子育て世帯等が行う一定の子育て対応改修工事が対象に加えられます。

なお、その年分の合計所得金額が2,000万円を超える場合には、同特例は適用されません。

\*子育て世帯等とは、19歳未満の扶養親族を有する者又は自身若しくは配偶者のいずれかが40歳未満の者をいいます。

【一定の子育て対応改修工事】	
次の①から⑥のいずれかの工事で、その工事に係る標準的な工事費用相当額が50万円を超えること等一定の要件を満たすものをいいます。	
①	住宅内における子どもの事故を防止するための工事
②	対面式キッチンへの交換工事
③	開口部の防犯性を高める工事
④	収納設備を増設する工事
⑤	開口部・界壁・床の防音性を高める工事
⑥	間取り変更工事（一定のものに限る）

**適用時期**

令和6年4月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用されます。

**＜COLUMN＞**

**＜その他の子育て支援策について＞**

下記の子育て支援策については、令和7年度税制改正において、以下の方向性で検討し、結論を得ることとなっています。

① 子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充  
 所得税において、生命保険料控除における新生命保険料に係る一般枠(遺族保障)について、23歳未満の扶養親族を有する場合には、現行の4万円の適用限度額に対して2万円の上乗せ措置が講じられます。

② 扶養控除の見直し  
 16歳から18歳までの扶養控除について、15歳以下の取扱いとのバランスを踏まえつつ、現行の一般部分(国税38万円、地方税33万円)に代えて、かつて廃止された特定扶養親族に対する控除の上乗せ部分(国税25万円、地方税12万円)が復元されます。

③ ひとり親控除の見直し  
 ひとり親控除の所得要件について、合計所得金額が1,000万円(現行:500万円)以下に引き上げられます。

また、ひとり親控除の所得税の控除額が38万円(現行:35万円)に、個人住民税の控除額が33万円(現行:30万円)に引き上げられます。

**Ⅲ 資産税関係**

**(1) 法人版事業承継税制における特例承継計画の提出期限の延長**

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予(法人版事業承継税制)の特例制度は、事業承継時の相続税・贈与税の負担を実質ゼロにする時限措置(令和9年12月31日まで)で、特例承継計画の確認申請を令和6年3月31日までに提出しなければなりません。

改正案では、コロナの影響が長期化したことを踏まえ、特例承継計画の提出期限が令和8年3月31日まで2年間延長されます。

なお、個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度(個人版事業承継税制)についても、個人事業承継計画の提出期限が令和8年3月31日まで2年間延長されます。

**適用時期**

特例承継計画・個人事業承継計画の提出期限が、令和8年3月31日まで延長されます。

**(2) 直系尊属からの住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し**

直系尊属からの住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置について、非課税限度額(1,000万円)の上乗せ措置の適用対象となる住宅用家屋の要件が見直されます。

改正案では、適用要件である住宅用家屋の省エネ性能基準が以下のとおり見直された上で、適用期限が3年間延長されます。

現行	改正案
断熱等性能等級4以上 又は一次エネルギー消費量等級4以上	断熱等性能等級5以上 かつ一次エネルギー消費量等級6以上

なお、令和5年12月31日までに建築確認を受けた住宅または令和6年6月30日までに建築された住宅については、現行の要件のまま変更はありません。

**適用時期**

令和6年1月1日から令和8年12月31日までの間に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用されます。

**Ⅳ 消費税関係**

**(1) 仕入税額控除に係る帳簿の記載事項の見直し**

仕入税額控除の適用には、一定の事項が記載された帳簿と適格請求書等の保存が要件とされていますが、一定の取引については、適格請求書等の保存がなくても帳簿に、①課税仕入れの相手方の住所・所在地、②特例の対象である旨の記載をすることで、仕入税額控除ができる特例が設けられています。

改正案では、特例の対象となる自動販売機による取引や入場券

等のように使用時に証票が回収される取引(3万円未満の少額なものに限る)については、事業者の実務に即して、上記①の住所・所在地の記載が不要とされます。

**適用時期**

令和6年4月1日以後に行われる課税仕入れに係る帳簿への記載から適用されます。なお、運用上は、令和5年10月1日以後に行われる課税仕入れに係る帳簿への記載から適用されます。

**(2) 簡易課税適用者等の経理処理方式の見直し**

税抜経理処理方式を採用する簡易課税適用者及び小規模事業者向け2割特例制度の適用者が、課税仕入れを行った場合の経理処理方法の明確化が図られました。

具体的には、免税事業者等のインボイス発行事業者以外の者からの仕入れについては、原則、仮払消費税等は生じませんが、簡易課税適用者等は、インボイスの保存が仕入税額控除の要件とされていないことも踏まえ、継続適用を要件に支払対価の額の110分の10(108分の8:軽減対象課税資産の譲渡等に係るもの)相当額を仮払消費税額等として計上できることとする等の所要の見直しが行われました。

**適用時期**

令和5年10月1日以後に国内で行う課税仕入れについて適用されます(令和5年12月消費税経理通達改正)。

**V その他**

**(1) 外形標準課税の適用対象法人の見直し**

**① 減資への対応**

外形標準課税の適用対象法人について、現行基準(資本金1億円超)は維持されますが、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人が、その事業年度に資本金1億円以下になった場合でも、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合は、外形標準課税の対象とされます。

また、公布日前に外形標準課税の対象であった法人が、駆け込みで施行日以後最初に開始する事業年度の前事業年度の末日までの間に資本金1億円以下であっても、施行日以後最初に開始する事業年度の末日に資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合には、外形標準課税の対象とする等の所要の措置が講じられます。

**② 100%子会社への対応**

親会社の信用力等を背景に事業活動を行う子会社への対応として、資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金が1億円以下であって、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものについて外形標準課税の対象とする措置が講じられます。

**適用時期**

①の改正については、令和7年4月1日以後に開始する各事業年度から、②の改正については、令和8年4月1日以後に開始する各事業年度から適用されます。

\*このパンフレットは、令和5年12月22日に閣議決定された令和6年度税制改正大綱等に基づいています。今後の国会審議等にご留意ください

## 税金よもやま話

第134回

東京地方税理士会 藤沢支部  
渡邊 勲

## 学生から社会へ、税金の関わり合い方

新年度に入り、大勢の人が異動されました。家庭から学校へ、学校から学校へ、学校から職場へ、職場から家庭へと、ライフステージに応じて税金との関わり方も動いていきます。

筆者は、数年間大学で租税の講師を務めたことがあり、所得税と国際課税を受け持ちましたが、これら広範な分野を数値データなどで表現しても、試験のための知識に終わることになります。そこで、税金について、法学や財政学の分野としての授業ではなく、実務として、あるいは、メディアで見聞きする社会の具体的な仕組みとして意識してもらうことにしていました。

## 所得税について

小学生向けの租税教室では、税金について、社会の会費やインフラに役立てるといった説明をすることが多いかと思いますが、受講登録した学生に聞くと、ほとんどの方は、このような租税教室の記憶しかないようでした。

新年度の初回講義に出てきた学生に、税金との関わり合いにどのようなイメージがあるか聞いても、消費税など間接諸税の負担感を答えることが多く、卒業後に、長い就労期間に移り、直接・間接の納税人口になる意識が薄いようでした。自身の給与だけでなく、会社が法人税を納税することも、自分たちの生み出す付加価値に基づくものとは意識しづらいようです。

授業は、前期・後期併せて、90分30コマに過ぎず、教材や講義で大量にインプットすることはできません。国税庁では、新人職員の研修教材の一部がHPで公開されていますので、講義ではその中の所得税の講本を指定し、学生の負担軽減のために、そのレジュメも作成、配布しました。

<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kohon/syotoku/pdf/all.pdf>

卒業生は、まずは、企業に就職することが多いので、そのような日常においても、所得税や国際課税を実感してもらえるか、身近な題材を取り上げつつ、税法ルールや行政実務をお示しして、大学の単位認定に必要な知識や考え方を習得してもらう必要がありました。

ところで、確定申告の時期には、多くの相談会場で税務申告を処理していましたが、複雑な事業所得算定や譲渡所得の分離課税、金融所得の納税選択などは相談対象としていません。これら以外は、納税者自身が申告処理することが有益であり、学生でもこのようなレベルに到達できれば十分ではないでしょうか。

これまで、精緻な源泉徴収・年末調整の仕組みにより、〔企業側の負担は無視できないものの、〕納税者と税務行政の負担が軽減されてきました。しかしながら、最近の副業、ダブルワーク、年金所得の精算など、申告手続きの必要性は多様化しており、事業者ではない納税者も税務リテラシーを会得する必要が出てきています。

学生の中には、相当の稼ぎをする方も出ており、税務ルールを知る必要性が生じています。親が子の所得状況を知らない、親の所得税につき『扶養是正』の対象とされることなど、親とのコミュニケーションの必要性も伝えました。また、就職1年目で頑張りすぎて、入院する羽目になった新卒者がe-Taxで申告処理できるだけでも、税務ルールや社会保障を理解したうえでのごとであれば、一年間の授業の目標として十分でしょう。

## 国際課税について

筆者は、20年以上国際課税を職務としてきましたが、複雑な課税ルールに踏み込むことなく、学生にイメージを持ってもらう必要がありました。

最近、インバウンド・アウトバウンドといった言葉を耳にしますが、これも国際課税に関係する出来事です。特に、平成の後半以降、人と資金がわが国国境を越えて活動することが顕著になっています。これらに伴う課税関係・税務処理を国際課税と称するわけです。元々、昭和40年制定の所得税法においても、居住者が全世界で稼得した所得を課税対象としていますが、平成10年に外為法が改正されてアウトバウンドの投資が自由化されて以降、国際課税が身近になっています。

アウトバウンドで重要になるのは、投資先の現地地でのどのような課税が行われるのか、課税対象の範囲や税務行政の実態などを（更には、国内還流の為替規制や税の優遇の可否なども）心得て海外進出することが不可欠となっています。途上国については、投資リスクを軽減するために、通商協定や投資保護協定による保護の有無なども投資判断上必要となり、税金だけでは投資決定が下せないこととなります。それでも、課税の実情が投資判断のうえで大きな要素となります。

海外に進出すると、現地の法令に従って課税が行われますが、現地の課税を縮減して二重課税排除の実効性を高めたり、課税上の差別を防止するために国家間で租税条約を締結することが進められています。現在、80以上の租税条約を締結しており、150以上の国・地域に適用されていることが公表されています。

★わが国の租税条約ネットワーク一覧

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/international/182.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/182.pdf)

国際課税に関わる官民の人材は、多くの国で活動しており、国際会議の場では顔見知りとなります。また、官民を超えた組織ができており、オランダにあるIFA（国際租税協会）が代表的です。同協会は、税理士・弁護士などの専門職、国際的な会計・法律事務所、大学教員、研究者、税務当局者、専門書籍出版社など、多くの利害関係者が参加しています。

同協会の年次総会は、各国で開催されており、毎年2つの大きなテーマを設定し各一日の公開シンポジウムを行い、また、小ゼミナールを10前後開催します。現地の税理士法人や出版社なども、独自の行事を開催するなど、公式行事5日間、非公式行事1日～1週間程度で実施されます。

10年くらい前、パリで年次総会が開催されました。ホテル代を節約するために、羽田発の深夜便で出発し、パリに早朝5時くらいに到着しましたが、どこにも行けずに、空港内のベンチで待機しました。朝の清掃作業が始まったので、市内に出て、地下鉄で凱旋門の辺りに行くと、パレードがやってきました。首相も参加しているとのことでしたが、何のパレードが分かりません。

凱旋門内部に入ると事情が分かりました。凱旋門の中は無名戦士の記念館になっており、写真などが展示されていました。凱旋門の足元には無名戦士の墓が設けられていました。教科書では、『凱旋門とは、ナポレオンが、』と教えられてきましたが、やはり、現地に赴くことが大事だと納得した次第です。

<https://cdn.sortiraparis.com/images/80/102647/916624-flamme-soldat-inconnu-arc-de-triomphe.jpg>

【注】上記は、税理士のよもやま話であり、外国子会社合算税制（タックスハイブンプ税制）、移転価格税制など定番のテーマには触れていませんが、これらの税制は、中小企業にも適用されるものであり、税務署においても、国政税務専門官などの人材が登用されています。地元企業においても、相応の検討・対応が必要です。

## 令和7年4月改正を目指す育児・介護休業法の概要について



政府は、「男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大や次世代育成支援対策の推進・強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置を講ずる。」ことを謳った育児・介護休業法などの改正案を3月12日国会に提出し、今国会での成立を目指しています。提出された法案の概要は次の通りです。

### 1. 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充

- ① 3歳以上の小学校就学前の子を養育する労働者に関し、事業主が職場のニーズを把握した上で、柔軟な働き方を実現するための措置を講じ(※)、労働者が選択して利用できるようにすることを義務付ける。また、当該措置の個別の周知・意向確認を義務付ける。  
※始業時刻等の変更、テレワーク、短時間勤務、新たな休暇の付与、その他働きながら子を養育しやすくするための措置のうち事業主が2つを選択
- ② 所定外労働の制限(残業免除)の対象となる労働者の範囲を、小学校就学前の子(現行は3歳になるまでの子)を養育する労働者に拡大する。
- ③ 子の看護休暇を子の行事参加等の場合も取得可能(※)とし、対象となる子の範囲を小学校3年生(現行は小学校就学前)まで拡大するとともに、勤続6月未満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みを廃止する。  
※感染症に伴う学級閉鎖や入学式等
- ④ 3歳になるまでの子を養育する労働者に関し事業主が講ずる措置(努力義務)の内容に、テレワークを追加する。
- ⑤ 妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前に、労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向の聴取・配慮を事業主に義務付ける。

### 2. 育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化

- ① 育児休業の取得状況の公表義務の対象を、常時雇用する労働者数が300人超(現行1,000人超)の事業主に拡大する。
- ② 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定時に、育児休業の取得状況等に係る状況把握・数値目標の設定を常時雇用する労働者数が100人超の事業主に義務付ける。
- ③ 次世代育成支援対策推進法の有効期限(現行は令和7年3月31日まで)を令和17年3月31日まで、10年間延長する。

### 3. 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等

- ① 労働者が家族の介護に直面した旨を申し出た時に、両立支援制度等について個別の周知・意向確認を行うことを事業主に義務付ける。
- ② 労働者等への両立支援制度等に関する早期の情報提供や、雇用環境の整備(労働者への研修等)を事業主に義務付ける。
- ③ 介護休暇について、勤続6月未満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みを廃止する。
- ④ 家族を介護する労働者に関し事業主が講ずる措置(努力義務)の内容に、テレワークを追加する。等

施行期日は、令和7年4月1日(ただし、2③は公布日、1①及び⑤は公布の日から起算して1年6月以内において政令で定める日)とされています。

育児・介護休業法が施行(平成4年4月1日)されてから32年、夫婦で育児を行うという意識が男性にも芽生えてきていると思います。ただ、企業風土などが男性の育児を阻んでいるようです。介護との両立も同様だと思います。世帯単位の育児・介護ではなく、社会が一体となって育児・介護を行う社会的環境を作る時期に来ているのではないのでしょうか。

出典：厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp/content/001207208.pdf>)

## 社会貢献活動

### ●チャリティー基金を二市一町に

令和6年3月12日に開催された本部理事会の前段にチャリティー基金贈呈式を行いました。これは昨年10月13日に清川カントリークラブにおいて開催されたチャリティーゴルフ大会で集められた基金を藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町に青少年の育成を目的に寄付しました。

当日は、藤沢市役所より福祉総務課主幹の山之内雄臣様、茅ヶ崎市役所よりこども育成部こども政策課長の樋口剛様、寒川町役場より学び育成部子育て支援課長の宮崎彰夫様にご出席いただき、相原会長より下記の金額を贈呈しました。

なお、寄付金額は管轄の総務委員会の決議によりチャリティーゴルフ大会の参加者割合により算出しております。

藤沢市役所：95,000円  
茅ヶ崎市役所：55,000円  
寒川町役場：66,000円



### ●未使用タオルを児童養護施設に寄贈



聖園子供の家

サーフサイドセヴン茅ヶ崎ファーム

白十字会林間学校

こどもの園

女性部会では、タウンニュースで「未使用タオルや石鹸」を募り、寄贈活動を行っております。

令和5年度は、藤沢市の“聖園子供の家”、茅ヶ崎市の“サーフサイドセヴン茅ヶ崎ファーム”、“白十字会林間学校”、“子どもの園”に寄贈しました。

## 法人会の事業

2/16金

参加人数22名

### 寒川支部ボウリング大会 (寒川セントラルボウル)

〈男性〉Aグループ

- 1位 青笹 善治氏 〈賛助会員〉
- 2位 長野 純児氏 〈㈱三洋興産(有)〉
- 3位 菊田 脩一氏 〈㈱西湘土木〉

〈女性〉Aグループ

- 1位 新倉 順子氏 〈㈱西湘土木〉
- 2位 星野 暁子氏 〈㈱西湘土木〉
- 3位 長谷川成美氏 〈㈱土喜土喜キッチン〉

〈男性〉Bグループ

- 1位 片岡 保人氏 〈㈱サンエーサンクス〉
- 2位 水島 伸次氏 〈㈱サンエーサンクス〉
- 3位 小谷 利雄氏 〈有)小谷木型製作所〉

2/21水

参加人数34名

### 茅ヶ崎三支部、寒川支部合同講演会&交流BINGO大会 (コルティエー茅ヶ崎)



茅ヶ崎三支部と寒川支部の合同事業として、講演会&交流会をコルティエー茅ヶ崎で開催しました。

今回は医療法人徳洲会湘南厚木病院の岡田まゆみ氏をお招きし、「加齢性リスクに挑む総合検診～専門診療領域とのアドバイス～」と題する講演会を行いました。講演会終了後の交流BINGO大会では、異業種交流会を交えながらBINGO大会で大いに盛り上がりました。



2/19月

参加人数7名

### 税務経営セミナー (藤沢法人会館)



事業研修委員会が主催する税務経営セミナーで講師に、アルト経営パートナーズ(株)代表の加藤敦子氏をお招きし、「～会計ソフトをクラウドにしてみませんか?～小規模事業者向けクラウド会計超入門」と題する研修会を行いました。

2/22木

参加人数34名

### 藤沢南・西・東支部合同講演会 (藤沢商工会館ミナパーク)



藤沢南・西・東支部の3支部合同事業として講演会と名刺交換会を藤沢商工会館ミナパークで開催しました。

今回は、KOREA WAVE編集長の西岡省二氏をお招きし、「急変する台湾海峡&朝鮮半島 日本は東アジアでどう生きる?」と題する講演会を行いました。講演会終了後、別室で名刺交換会を開催し、自社PRを行い、法人会のメリットの1つでもある異業種交流会を行い、大いに盛り上がりました。

3/4月 参加人数7名

**税務経営セミナー  
(藤沢法人会館)**



事業研修委員会が主催する税務経営セミナーで講師に、IdealWorks(株)代表の井出美由樹氏をお招きし、「DXで業務効率化!中小企業の人手不足対策とは!?!」と題する研修会を行いました。

3/15金 参加人数5名

**藤沢法人会青年部と宮崎県北  
法人会青年部会との交流会**



毎年開催されている全国大会(青年の集い)において、幾度となく同席となる宮崎県北法人会青年部会にご縁を感じ、現地に赴き交流会を開催しました。

3/25月 参加人数37名

**第10回藤法レディース  
アカデミー閉講式(藤沢法人会館)**



女性部会が主催するレディースアカデミーが昨年9月の開講から半年の講座を終えることが出来ました。閉講式の講話は、藤沢税務署法人担当の垂野幸二副署長をお招きし、「電子帳簿保存法」と題するお話を伺いました。

3/5火 参加人数28名

**健康セミナー  
(藤沢法人会館)**



厚生委員会が主催する健康セミナーで講師に、町田市介護サービスネットワーク理事の沼田裕樹氏をお招きし、「もしもの時に困らない!知っておきたい介護の基礎知識」と題する研修会を行いました。

3/18月 参加人数30名

**青年部会送別会  
(イルキャンティ・ビーチエ)**



青年部会では令和5年度を以って青年部会を規定により卒業される部会員の合同の送別会を開催しました。



**令和6年度上期分  
法人会費口座振替のお知らせ**

区分	資本金	月額
正会員	300万円以下	800円
	1,000万円以下	1,300円
	3,000万円以下	1,800円
	5,000万円以下	2,400円
	5,000万円超	3,000円
	特別会員(同一代表者及びこれに準ずる代表者の法人)	100円
賛助会員	法人会活動に賛同される個人又は個人事業者	500円

**口座振替契約の皆さまへ**

令和6年度上期(令和6年4月1日~令和6年9月30日)の会費をご指定の口座から振替させていただきますので、振替日に不足が生じないようご協力をお願いいたします。また、平成28年度上期より郵送によるお知らせは省略し、本誌のご案内とさせていただきます。尚、領収証につきましては、通帳などの摘要欄の引き落とし表示に代えさせていただきます。※領収証が必要な場合、事務局までご連絡ください。

**引落日:令和6年5月15日(水)**

**口座振替契約をされていない皆さまへ**

6月上旬に振込用紙を郵送いたします。法人会費の納入は口座振替が便利です!ご協力ください。

お問い合わせは(公社)藤沢法人会 事務局・0466-22-6444

## 第12回 本部通常総会・記念講演会のお知らせ

日時：6月21日（金）午後1時30分受付、午後2時00分開会

場所：湘南鎌倉クリスタルホテル

次第：〈記念講演会〉午後2時00分～午後3時45分

〈総会〉午後4時00分～午後5時15分

〈懇談会〉午後5時30分～午後7時00分

講師：太田昌克氏〈共同通信編集委員〉

演題：揺れる国際秩序 米大統領選と世界の危機

会費：4,000円（懇談会会費） ※講演会、総会は無料



太田昌克氏

## 医療百話

湘南藤沢徳洲会病院  
肝胆膵・消化器病センター センター長  
岩淵 省吾



### お腹の病気の内容や治療も変化

#### ●肝胆膵・消化器病センター開設から10年

湘南藤沢徳洲会病院に肝胆膵・消化器病センターが開設して10年が経ちました。当センターでは肝臓・胆道・膵臓・胃腸の病気、つまりお腹の病気全般にわたり内科系外科系を問わず、その分野の専門医が集まり治療をおこなってきました。

現在も内科、外科、内視鏡、化学療法、カテーテル治療、画像診断、放射線治療などの専門医によるミーティングを毎週おこない、それぞれの患者さんに最も適した治療法などを話し合っています。

#### ●撲滅されつつあるC型肝炎

肝臓病は、C型肝炎の治療薬が開発され、飲み薬を2～3ヶ月服用するだけで100%近くC型肝炎ウイルス(HCV)が消えるようになりました。以前にC型肝炎と言われインターフェロン治療をおこなったが辛くて止めた方や肝炎を起していないから治療しなかった方、さらに何らかの機会にHCVの感染を指摘された方も簡単に治る時代になったのです。以前にC型肝炎で治った方も最低、年1回のチェックは必要なのでご相談下さい。

C型肝炎が撲滅に向うなかで、肥満や糖尿病に関連した脂肪肝やアルコール性の肝臓病が増えつつあります。とくに脂肪肝のなかでも脂肪性肝炎では肝臓に線維化が起こり、徐々に肝臓が硬くなり肝硬変にまで進行することがあります。肝硬変に

近い状態になると肝臓がんも出来やすくなり、気付いた時には大きな肝臓がんという方も散見されます。

以前はC型肝炎、最近はこの脂肪性肝炎ないし飲酒、糖尿病が肝臓がんの原因として浮上しています。肝臓病は進行するまで症状が表れないので、他の病気で通院中に偶然発見されたり、人間ドックで指摘されることもあります。人間ドックは通常の健診では含まれない腹部超音波検査がおこなわれるため、2～3年に1回程度の受診がお勧めです。

#### ●高齢化に伴い胆嚢や胆管、膵臓の病気は増加

胆嚢や胆管、膵臓の病気も年々増えています。とくに肝臓で作られた胆汁が腸まで流れ出る経路を胆道系といいます。この胆道系の砂や石による炎症、がん、さらには膵臓がんも増えています。胆道系の病気の症状としては、みぞおち(心窩部)の痛みや発熱、食欲不振などが表れますが、全く自覚症状が無く、尿が異常に濃くなったり、黄疸で気付くこともあります。

この胆道系の検査や治療に、内視鏡を使い十二指腸の胆管の出口(乳頭部)から細い管を通す、内視鏡的膵胆管造影(ERCP)がおこなわれます。このERCPを用いて胆道系の診断と場合によっては胆石を砕いたり除去することもあります。

ERCPは毎日のおこなわれ、その数もセンター開設当初の数倍に増えています。なぜ胆道系の病気が増えてきたのでしょうか。団塊の世代も70歳後半にかかり、日本人の高齢化に伴って胆汁の流れが停滞することが原因かも知れません。これに関連して、最近では元気なお年寄りも多く、80歳半ばから90歳を過ぎてもお腹の病気の手術をされることがあります。勿論ご本人の意思、意欲が優先されますが、医療材料や技術の進歩により手術可能年齢もかなり高齢化してきました。

ご相談いただければ、当センターはスタッフ一同、患者さんの年齢や体力に応じた医療を心掛けて対応させていただきます。



# おじゃましました♪

会員訪問

vol.051 湘南くん煙工房「Wunderbarhof ANDO(ブンダーバーホーフ アンドウ)」さん

## 藤沢長後で「自家製ハム・ソーセージ」「焼豚」を販売

小田急線長後駅東口より徒歩3分の好立地にある湘南くん煙工房「Wunderbarhof ANDO (ブンダーバーホーフ アンドウ)」。「ブンダーバーホーフ」とはドイツ語で「すばらしい庭」「すばらしい場所」という意味です。二代目・安藤真道(あんどうまさみち)さんは、1993年7月、父が営む「安藤精肉店」を引き継ぎ、「父の味を超えたい」と備長炭を用いた「焼豚」作りに力を注ぎました。さらに、ドイツ製法の「ハム・ソーセージ」の知識を得るための修行を開始。味、知識、技術ともに尊敬する相模原の精肉店の師匠のもとへ弟子入りし、ドイツへの渡航も体験。ドイツ製法を基本とした食肉加工品の加熱分野の製造を得意とする第一人者になりました。以来、「ブンダーバーホーフ アンドウ」独自の味を求めるファンが、今も全国に広がり続けています。

店内には、大人気の「焼豚」をはじめ、ハム、腸詰(ソーセージ)、ゼリー寄せ、レバーペースト、パテ、惣菜などの肉製品がズラリ! 美しく圧巻です。

肉は“ブロックの状態”を保つのが最良なので、その日に売り切れる分を用意し、お客様が必要とする分だけ、その都度カットするオーダーカット販売を取り入れています。

「タイヤがついているものに乗るのが趣味」と安藤さん。オフの日には、愛車またはバイクに乗ってリフレッシュ。そしてまた肉と真摯に向き合う日々を送ります「これからも、大手や量産ではできない手作りの味を、皆様に提供し続けたいと思います」。



▲好評のギフト製品。オンラインで購入できます。  
▲肉加工製品いろいろ。手前はヒスタチオ入りソーセージ「ピアンケン」

▶備長炭を用いた「焼豚」は、藤沢名産品推奨品、湘南ブランド商品に認定されています。

本物の味を追求した肉本来の美味しさを、ぜひ味わってみてください!!



▼海外の国際コンテストに出品し、数々の賞をゲット♪



▲ドイツ国旗がはためく建物が目を引きまます。

### Wunderbarhof ANDO

(ブンダーバーホーフ アンドウ)

神奈川県藤沢市高倉 606-4

TEL:0466-44-2911 FAX:0466-44-7333

営業時間 10:00~18:30 定休日 水曜

通販サイト <https://andomeat.com>

※営業時間・定休日は変更となる場合がございますので、ご来店前に店舗にご確認ください。

## 税務会計顧問業務のサービス内容

### 定期的な訪問

- ・ 毎月担当者が貴社を訪問し、会計資料の精査や税務面・経営面についてトータル的なアドバイスを行います。
- ・ 帳簿の付け方や経理全般について一から実務指導を行います。
- ・ クラウド会計の導入から導入後の実務をサポートいたします。

### 決算・申告業務

- ・ 決算前に打合せをし、必要な対策を検討した上で決算予測や納税予測を行います。
- ・ 月次決算の積み上げとして質の高い決算書及び申告書をスピーディーに作成します。
- ・ 「中小企業の会計処理に関する指針」に準拠し、決算書類の信頼性確保と金融機関の評価向上に努めます。
- ・ 「書面添付制度」の推進により、税務調査の省略化と簡略化を図ります。
- ・ 決算完了後に決算説明会を開催し、決算内容のご説明と翌期の利益計画を行います。

### ワンストップサービス

- ・ 関連グループの専門性を集結し、高品質のサービスを提供いたします。

## TAO 税理士法人

 TAO 社会保険労務士法人

人事・労務に関するお悩み  
給与計算



TAO 相続支援センター 

相続

湘南経理代行 株式会社

記帳代行  
振込業務  
経理に関わるアウトソーシング業務

 SPC Shonan Property Consultants  
株式会社 湘南財産コンサルタンツ

資産運用  
保険

## TAO 税理士法人

TEL 0466-25-6008 営業時間 9時～17時(月曜～金曜)

※お客様のご希望に応じて時間外、土日祝も対応可能です。

所在地 〒251-0025 神奈川県藤沢市鶴沼石上1-1-15 藤沢リラビル3F・4F FAX 0466-25-6968

URL <https://www.tao.or.jp>

